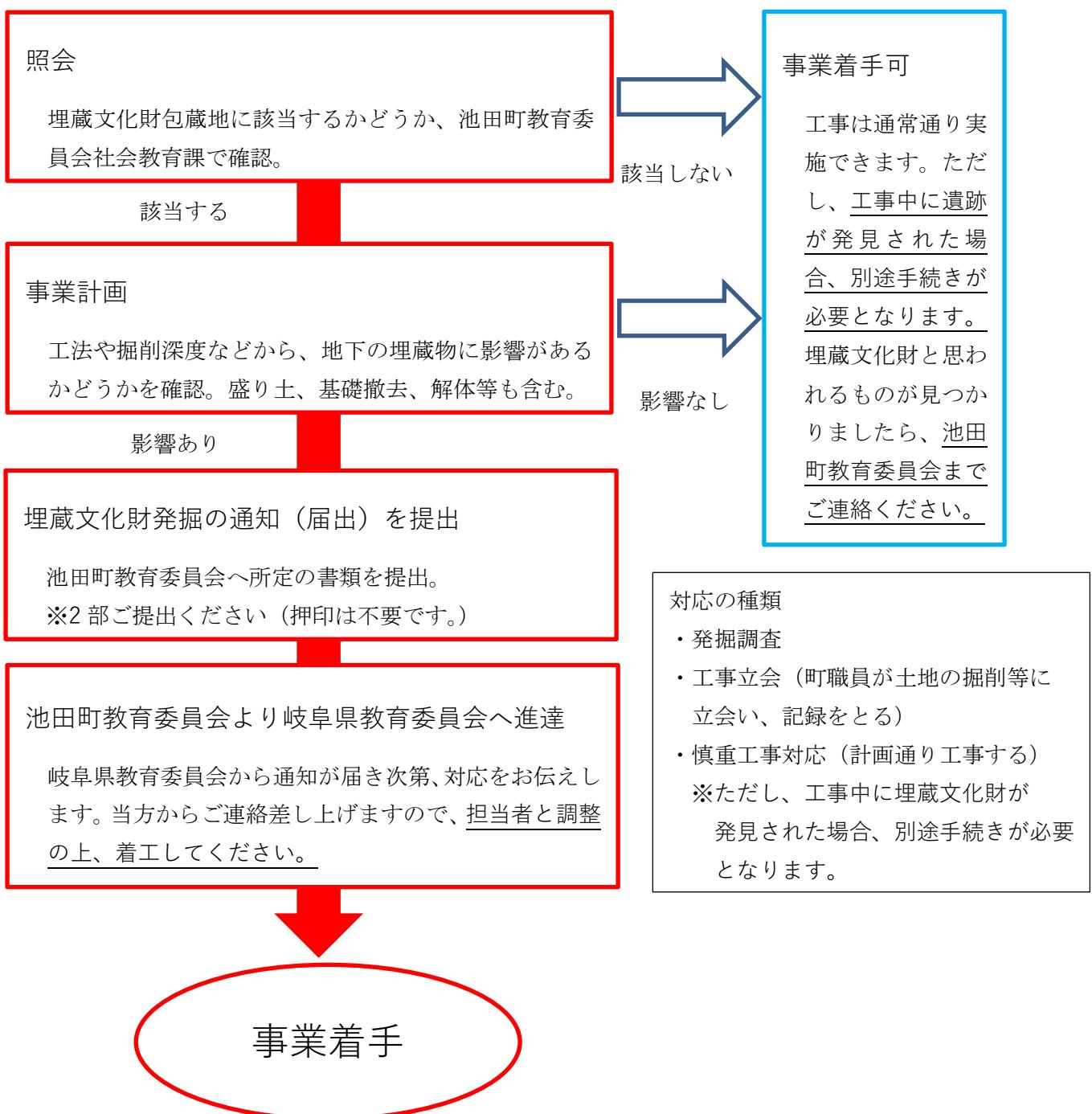


## 別紙

### 埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について

#### 1. 文化財保護法にかかる手続きの流れ



## 2. 埋蔵文化財発掘の通知（届出）提出について

※事業者の方には、文化財保護法第 93 条第 1 項の規程により、事業着手の 60

日前までに、「埋蔵文化財発掘の届出」をご提出いただくこととなっております。ただし、60 日前までにご提出いただいた場合でも、遺跡の状況や工法等によっては、予定通り着工できない場合があります。工事の予定が決まりましたら、お早めにご相談ください。

### 《提出書類作成時のお願い》

① 「埋蔵文化財発掘の届出について」 … 施主の方の名前を記入していただけよう、お願いします。

② 「別記」 … 太枠内をご記入ください。着工時期など、未定のものがありましたら、ご相談ください。

③ 添付書類…以下の図面が必要となります。（事業予定地の位置、工事において掘削する範囲・深さを確認するため。）

- ・ 事業予定地を示した、5万～1万分の1の地図
- ・ 事業予定地を示した、2千分の1程度の詳細な地図  
※著作権の関係で、住宅地図は不可。
- ・ 掘削深度がわかる図面
- ・ 主に基づきの平面図
- ・ 平面図

書類は2部作成し、池田町教育委員会までご提出ください。